

生食発 0713 第 3 号
平成 30 年 7 月 13 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 268 号)が本日告示された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者へ周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示 370 号。以下、「規格基準告示」という。)に規定する、農薬ジクロロプロップ、農薬シフルメトフェン、動物用医薬品デキサメタゾン、農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン、農薬フルベンジアミド並びに農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準値を設定したこと(別紙参照)。
- 2 第 11 条第 1 項の規定に基づき、残留基準値が設定されている動物用医薬品オレアンドマイシン、農薬ヒドラメチルノン、農薬フルカルバゾンナトリウム塩及び農薬プロパジンについて、食品中の残留基準値を削除したこと(別紙参照)。

第 2 適用日

告示日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
オレアンドマイシン	<p>牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び魚介類（すずき目魚類に限る。）</p>
ジクロルプロップ	<p>とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんな</p>

	ん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
デキサメタゾン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
デルタメトリン及びトラロメトリン	米、とうもろこし、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
ヒドラメチルノン	パイナップル
フルベンジアミド	ケール、こまつな、その他のあぶらな科野菜、日本なし及び西洋なし

プロパジン	その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブ
レピメクチン	えだまめ

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、オレアンドマイシンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するジクロロプロップとは、ジクロロプロップ（R体）及びジクロロプロップ（S体）の和（ジクロロプロップPを含む）とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) なつみかんの外果皮に設定されているジクロロプロップの残留基準値については、残留基準値を統合して「なつみかんの果実全体」として残留基準値を設定する。
- (4) 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物にあつてはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあつてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ- α -トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 今回残留基準値を設定するデキサメタゾンとは、デキサメタゾンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) 今回残留基準値を設定するデキサメタゾンにあつては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであってはならない。

- (7) デキサメタゾン試験法については、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の7 (4)を参照すること。
- (8) 今回残留基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン(トラロメトリンから変換されたデルタメトリンを含む)、トラロメトリンをデルタメトリンに換算したもの、代謝物CR【(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3R)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものと及び代謝物CT【(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S, 3S)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 「小麦粉(全粒粉を除く。)」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉(全粒粉を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (10) 「小麦粉ふすま」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (11) 今回残留基準値を設定するフルベンジアミドとは、フルベンジアミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (12) 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (13) 今回残留基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチン A3【(10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジ^oハイト^oロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ヘ^oンタメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ヘ^oンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピ^oロ-2'-テトラヒ^oロピ^oラン-12-イル(Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメクチン A4【(10E, 14E, 16E)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジ^oヒト^oロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ヘ^oンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピ^oロ-2'-テトラヒ^oロピ^oラン-12-イル(Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬シフルメトフェン、農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン、農薬フルベンジアミド並びに農薬レピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

また、第 3 運用上の注意 1 残留基準値関係（7）のデキサメタゾン試験法については、現在開発中であり、今後試験法を改正する予定であること。

別紙

オレアンドマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.1
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.1
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.2
その他の家きんの筋肉	●	0.2
鶏の脂肪	●	0.2
その他の家きんの脂肪	●	0.2
鶏の肝臓	●	0.2
その他の家きんの肝臓	●	0.2
鶏の腎臓	●	0.2
その他の家きんの腎臓	●	0.2
鶏の食用部分	●	0.2
その他の家きんの食用部分	●	0.2
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.05

ジクロルプロップ(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05

ジクロロプロップ(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも (長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05

ジクロロプロップ(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	3
メロン類果実	●	3
まくわうり	●	3
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	3
なつみかんの外果皮		10
なつみかんの果実全体	● 0.2	3
レモン	● 0.2	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.2	3
グレープフルーツ	● 0.2	3
ライム	● 0.2	3
その他のかんきつ類果実	● 0.2	3
りんご	● 0.2	3

ジクロロプロップ(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
日本なし	● 0.2	3
西洋なし	● 0.2	3
マルメロ	●	3
びわ	●	3
もも	●	3
ネクタリン	●	3
あんず(アプリコットを含む。)	●	3
すもも(プルーンを含む。)	●	3
うめ	●	3
おうとう(チェリーを含む。)	●	3
いちご	●	3
ラズベリー	●	3
ブラックベリー	●	3
ブルーベリー	●	3
クランベリー	●	3
ハックルベリー	●	3
その他のベリー類果実	●	3
ぶどう	●	3
かき	●	3
バナナ	●	3
キウイ	●	3
パパイヤ	●	3
アボカド	●	3
パイナップル	●	3
グアバ	●	3
マンゴー	●	3
パッションフルーツ	●	3
なつめやし	●	3
その他の果実	●	3
ひまわりの種子	●	3
ごまの種子	●	3
べにばなの種子	●	3
綿実	●	3
なたね	●	3
その他のオイルシード	●	3
ぎんなん	●	3
くり	●	3
ペカン	●	3

ジクロロプロップ(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーモンド	●	3
くるみ	●	3
その他のナッツ類	●	3
茶	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	3
その他のハーブ	●	0.05
ミネラルウォーター類	0.1	0.1

シフルメトフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2
その他のきく科野菜	25	25
アスパラガス	○ 5	
みつば	○ 60	
トマト	0.4	0.4
ピーマン	5	5
なす	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.5	0.5
その他の野菜	70	70
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	0.4	0.4
びわ	0.3	0.3
もも	0.2	0.2

シフルメトフェン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ネクタリン	2	2
あんず (アプリコットを含む。)	10	10
すもも (プルーンを含む。)	1	1
うめ	10	10
おうとう (チェリーを含む。)	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
かき	○ 2	
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	○ 40	15
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.05	0.05
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01

デキサメタゾン(合成副腎皮質ホルモン)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.001	0.04
豚の筋肉	● 0.001	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.001	0.04
牛の脂肪	● 0.001	0.02
豚の脂肪	● 0.001	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.001	0.04
牛の肝臓	● 0.002	0.04
豚の肝臓	● 0.002	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.002	0.04
牛の腎臓	● 0.001	0.04
豚の腎臓	● 0.001	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.001	0.04
牛の食用部分	● 0.002	0.02
豚の食用部分	● 0.002	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.002	0.06
乳	● 0.0003	0.02
鶏の筋肉	● 不検出	0.01
その他の家きんの筋肉	● 不検出	0.01
鶏の脂肪	● 不検出	0.01
その他の家きんの脂肪	● 不検出	0.01
鶏の肝臓	● 不検出	0.01
その他の家きんの肝臓	● 不検出	0.01
鶏の腎臓	● 不検出	0.01
その他の家きんの腎臓	● 不検出	0.01
鶏の食用部分	● 不検出	0.01
その他の家きんの食用部分	● 不検出	0.01
鶏の卵	不検出	不検出
その他の家きんの卵	不検出	不検出
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	○	不検出
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	○	不検出
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	○	不検出
魚介類 (その他の魚類に限る。)	○	不検出
魚介類 (貝類に限る。)	○	不検出
魚介類 (甲殻類に限る。)	○	不検出
その他の魚介類	○	不検出
はちみつ	○	不検出

デルタメトリン及びトラロメトリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	●	1.0
小麦	○ 2	1.0
大麦	○ 2	1.0
ライ麦	○ 2	1.0
とうもろこし	● 0.02	1.0
そば	○ 2	1.0
その他の穀類	○ 2	1.0
大豆	○ 1	0.1
小豆類	○ 1	0.1
えんどう	○ 1	0.1
そら豆	○ 1	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	○ 1	0.1
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いものをいう。)	● 0.02	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	● 0.2	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 2	0.5
かぶ類の根	● 0.2	0.5
かぶ類の葉	○ 2	0.5
西洋わさび	● 0.2	0.5
クレソン	○ 2	0.5
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	● 0.1	0.5
芽キャベツ	● 0.1	0.5
ケール	○ 2	0.5
こまつな	○ 2	0.5
きょうな	○ 2	0.5
チンゲンサイ	○ 2	0.5
カリフラワー	● 0.1	0.5
ブロッコリー	● 0.2	0.5
その他のあぶらな科野菜	○ 2	0.5
ごぼう	● 0.2	0.5
サルシフィー	● 0.2	0.5

デルタメトリン及びトラロメトリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーティチョーク	0.5	0.5
チコリ	○ 2	0.5
エンダイブ	○ 2	0.5
しゅんぎく	○ 2	0.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	0.5
その他のきく科野菜	○ 2	0.5
たまねぎ	● 0.05	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	● 0.2	0.5
にんにく	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	● 0.05	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜	●	0.5
にんじん	● 0.2	0.5
パースニップ	● 0.2	0.5
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜	● 0.2	0.5
トマト	● 0.3	0.5
ピーマン	● 0.3	0.5
なす	● 0.3	0.5
その他のなす科野菜	○ 2	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.2	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 0.2	0.5
しろうり	● 0.2	0.5
すいか	● 0.02	0.5
メロン類果実	● 0.03	0.5
まくわうり	●	0.5
その他のうり科野菜	○ 2	0.5
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.5

デルタメトリン及びトラロメトリン(続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
オクラ	● 0.3	0.5
しょうが	● 0.02	0.5
未成熟えんどう	0.5	0.5
未成熟いんげん	● 0.2	0.5
えだまめ	● 0.2	0.5
マッシュルーム	● 0.05	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	○ 2	0.5
みかん	● 0.02	0.5
なつみかんの果実全体	● 0.3	1.0
レモン	● 0.5	1.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.5	1.0
グレープフルーツ	● 0.5	1.0
ライム	● 0.5	1.0
その他のかんきつ類果実	● 0.5	1.0
りんご	● 0.3	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	● 0.02	0.5
もも	● 0.02	0.5
ネクタリン	● 0.3	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.2	0.5
すもも (プルーンを含む。)	● 0.07	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう (チェリーを含む。)	● 0.2	0.5
いちご	● 0.2	0.5
ラズベリー	● 0.3	0.5
ブラックベリー	● 0.1	0.5
ブルーベリー	● 0.3	0.5
クランベリー	●	0.5
ハuckleベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	○ 0.7	0.5
かき	● 0.3	0.5
バナナ	●	0.5
キウイー	● 0.03	0.5

デルタメトリン及びトラロメトリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	○ 1	0.5
ひまわりの種子	● 0.05	0.5
ごまの種子	●	0.5
べにばなの種子	●	0.5
綿実	● 0.04	0.5
なたね	● 0.2	0.5
その他のオイルシード	● 0.2	0.5
ぎんなん	● 0.1	0.5
くり	● 0.1	0.5
ペカン	● 0.1	0.5
アーモンド	● 0.1	0.5
くるみ	● 0.1	0.5
その他のナッツ類	● 0.1	0.5
茶	● 5	10
コーヒー豆	●	2.0
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	5.0
その他のスパイス	○ 2	1
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	○ 0.5	0.03
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.03
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05

デルタメトリン及びトラロメトリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	● 0.05	0.08
豚の食用部分	○ 0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.08
乳	○ 0.05	0.03
鶏の筋肉	○ 0.1	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.1	0.04
鶏の脂肪	○ 0.5	0.1
その他の家きんの脂肪	○ 0.5	0.1
鶏の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.02
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.02
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.03
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	○ 0.03	0.03
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)		0.01
魚介類 (すずき目魚類に限る。)		0.01
魚介類 (その他の魚類に限る。)		0.01
小麦粉 (全粒粉に限る。)	2	2
小麦粉 (全粒粉を除く。)		0.3
小麦ふすま		5

ヒドラメチルノン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パイナップル	●	0.05

フルカルバゾンナトリウム塩(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦		0.01

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	10	10
大豆	1	1
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも (長いものをいう。)	0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	10	10
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	25	25
西洋わさび	0.3	0.3
はくさい	5	5
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	● 20	25
こまつな	● 20	25
きょうな	20	20
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	● 20	25
ごぼう	○ 0.05	
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15
ねぎ (リーキを含む。)	3	3
アスパラガス	1	1

フルベンジアミド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	0.3	0.3
セロリ	○ 10	5
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	2	2
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	1	1
日本なし	● 0.8	1
西洋なし	● 0.8	1
マルメロ	0.8	0.8
もも	0.05	0.05
ネクタリン	2	2
あんず (アプリコットを含む。)	2	2
すもも (プルーンを含む。)	2	2
うめ	2	2
おうとう (チェリーを含む。)	2	2

フルベンジアミド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	2	2
ブルーベリー	○ 2	
ぶどう	2	2
かき	0.7	0.7
キウイ	0.05	0.05
その他の果実	0.1	0.1
綿実	2	2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	50	50
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	○ 2	1
豚の筋肉	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	1
牛の脂肪	2	2
豚の脂肪	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分	1	1
豚の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1
乳	0.1	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)		7

プロパジン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類	●	0.3
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
その他の豆類	●	0.1
ばれいしょ	●	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも (長いもをいう。)	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1

プロパジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
セロリ	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	●	0.1
その他の果実	●	0.1
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.3	0.3
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	0.5	0.5
はくさい	0.05	0.05
キャベツ	0.05	0.05
ケール	1	1
こまつな	1	1
きょうな	0.3	0.3
チンゲンサイ	1	1
カリフラワー	0.2	0.2
ブロッコリー	0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1
その他のきく科野菜	0.7	0.7
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01
アスパラガス	0.2	0.2
セロリ	○ 0.7	
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.1	0.1
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 0.5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1	0.1
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.01	0.01
ほうれんそう	2	2
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.1	0.1
えだまめ	● 0.05	0.1

レピメクチン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の野菜	○ 5	0.05
みかん	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.03	0.03
レモン	0.1	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1
グレープフルーツ	0.1	0.1
ライム	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
もも	0.01	0.01
おうとう (チェリーを含む。)	0.2	0.2
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.3	0.3
茶	0.3	0.3
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	○ 2	1
魚介類	0.02	0.02

脚注

※○：平成30年7月13日適用（規制緩和の品目）

●：平成31年1月13日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、オレアンドマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- ・ 今回残留基準値を設定するジクロロプロップとは、ジクロロプロップ(R体)及びジクロロプロップ(S体)の和(ジクロロプロップPを含む)とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ なつみかんの外果皮に設定されているジクロロプロップの残留基準値については、基準を統合して「なつみかんの果実全体」として残留基準値を設定する。
- ・ 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物にあつてはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあつてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- 今回残留基準値を設定するデキサメタゾンとは、デキサメタゾンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン(トラロメトリンから変換されたデルタメトリンを含む)、トラロメトリンをデルタメトリンに換算したもの、代謝物CR【(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-3-(ジブロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものと及び代謝物CT【(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S,3S)-3-(ジブロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 「小麦粉(全粒粉を除く。)」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「小麦粉(全粒粉を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 「小麦粉ふすま」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、改正前の基準値を削除としている。なお、「小麦粉ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 今回残留基準値を設定するフルベンジアミドとは、フルベンジアミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、改正前の基準値を削除としている。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 今回残留基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジハイドロキシ-5',6',11,13,22-ペンタメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ヘンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメクチンA4【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジヒドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ヘンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセテート】の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。